平成２４年（フ）第３３９５号
大阪市東淀川区菅原４丁目６番４号202号室、開始決定時の住所大阪府寝屋川市香里北之町17番６号
破産者　森　　秀司
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９７９号
大阪府和泉市いぶき野３丁目14番10―106号、住民票上の住所大阪市中央区南本町１丁目５番22号
破産者　田村　正夫
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０１５号
大阪市鶴見区諸口１丁目11番７―403号
破産者　難波　敏幸
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１８０号
大阪市東住吉区桑津２丁目12番22号　ドムス河堀口401号
破産者　安藤　正司
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３９８号
大阪市東住吉区西今川４丁目15番19―201号
破産者　浦岸　利行
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４３３号
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅18―114号、前住所大阪府八尾市南本町６丁目６番62号
破産者　塚越　久仁
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４３４号
大阪府八尾市弓削町南２丁目33―１　シャルマンエステート105号、住民票上の住所大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅18―114号
破産者　塚越　優仁
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４９２号
福岡県鞍手郡鞍手町八尋1529―１―24　福増静江方、申立時の住所大阪府東大阪市新庄１丁目５番26―203号　協栄ハイツⅡ203号
破産者　鯛宝楽こと　中島　大典
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５０１号
大阪市平野区平野南２丁目５番８号　リュストル平野103
破産者　山口　浩一
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５５５号
大阪市淀川区西三国４丁目４―15みなづき荘０号室、申立時の住所大阪市淀川区西三国２丁目２番27号　近畿ビル501号
破産者　林　　健一
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７３０号
堺市北区大豆塚町２丁44番地63
破産者　城戸十三惠
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
和歌山県日高郡みなべ町山内1233番地２　オーシャンコート２―203号、前住所三重県四日市市川北３丁目３番９号
破産者　藤田　勇二
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第２６４号
広島市安芸区矢野町752番地の570
破産者　久保田保大
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４号
佐賀県唐津市鎮西町赤木2928番地
破産者　藤田　良子
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１７６号
函館市東山２丁目２番19号
破産者　齊藤　　元
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３８号
岩手県九戸郡野田村大字野田第25地割18番地５
破産者　湯山　　修
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第２９７号
福井県坂井市丸岡町八ケ郷第24号４番地８
破産者　土屋　貴裕
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
福井県坂井市丸岡町一本田福所第６号23番地
破産者　中野さち子
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係